

平成25年度第1回秦野市都市計画審議会

次のとおり開催しました。

開催日時	平成25年8月7日（水）午前10時00分～午前10時50分
場 所	秦野市役所本庁舎4階 議会第1会議室
出席委員 (◎会長) (敬称略)	村上茂、佐藤敦、横山むらさき、◎杉本洋文、和田稔 古谷茂男、関野義一、高橋捷治、久保寺邦夫 代理 辻本昭、村松正敏、大屋崇、栗田貞夫、西山利春 14名
事務局等 出席者	都市部長 河野雄介 都市部参事 俣島信一 環境産業部参事（兼）清掃事業所長 大津徹 都市部参事（兼）建築指導課長 橋本裕友 都市部参事（兼）まちづくり推進課長 古谷榮一 環境産業部清掃事業所所長補佐（資源化推進担当）久保寺剛 都市部建築指導課課長補佐（指導担当）高橋正道 都市部まちづくり推進課課長補佐（都市計画担当）小谷幹夫 都市部まちづくり推進課主査 齊藤広和 都市部建築指導課主任技師 三嶽洋一 都市部まちづくり推進課主事 飯沼祐一
議 事	諮問事項 議案第1号 建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃 棄物処理施設の設置について

## 会議内容

【開会】

【会長あいさつ】

【市長あいさつ】

【諮問】

【議事】

諮問事項

議案第1号 建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の設置について

【議事要旨】

課長補佐  
(都市計画担当)

次第に基づき議事に移りたいと思いますが、市長から会長に諮問させていただきます。  
皆様には、諮問書の写しを配布いたします。

市長

諮問書朗読

課長補佐  
(都市計画担当)

ここで、市長は次の公務がございますので、大変申し訳ございませんが、退席させていただきます。

—市長退席—

課長補佐  
(都市計画担当)

次に、本日の資料の確認をさせていただきます。  
事前にお届けしております資料が、「建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の設置について」でございます。  
そして本日机上に配布してございます「次第」、「委員名簿」になります。

会長

それでは議事に入ります。次に、本日の傍聴についてですが、傍聴人はおりますか。

課長補佐  
(都市計画担当)

傍聴人はおりません。

会 長

それでは、議事に移ります。まず、最初に議事録署名委員を指名させていただきます。名簿順ということですので、村上委員と和田稔委員にお願いします。よろしくお願いします。

会 長

それでは、会議次第により、進めていきたいと思えます。本日の議題（１）議案第１号 「建築基準法第 51 条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の設置について」を議題とします。事務局説明をお願いします。

まちづくり推進課長

説明に先立ちまして、事業を担当する建築指導課、清掃事業所の職員を同席させております。説明は建築指導課が行います。（建築指導課、清掃事業所自己紹介）。

建築指導課長

都市部建築指導課長の橋本です。よろしくお願いします。

それでは、「建築基準法第 51 条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の設置」について、ご説明申し上げます。

今回ご審議いただく「一般廃棄物処理施設」は、既存の部品加工工場の建物を利用して、古紙・段ボールや廃プラスチックの圧縮梱包を行う施設でございます。内容につきましては、お手元に議案書等の資料を用意してございますが、主にスクリーンで説明させていただきます。

案件をご説明申し上げる前に、先ほど市長の挨拶にもありましたが、建築基準法第 51 条の許可についてご説明いたします。

都市計画区域内においては、「卸売市場、火葬場又は、と畜場、汚物処理場、ごみ焼却場、その他政令で定める処理施設」の用途に供する建築物は、都市計画においてその敷地の位置が決定していなければ、新築し、又は増築してはならない。ただし、特定行政庁が、特定行政庁とは秦野市長になりますが、都市計画審議会の議を経てその敷地の位置が都市計画上支障が無いと認めて許可した場合この限りでない。とあります。

このうち「その他政令で定める処理施設」に該当するのが一般廃棄物処理施設であり、一日当たりの処理能力が5トン以上のものは、神奈川県環境部の一般廃棄物処理施設設置許可が必要となり、併せて本市によります建築基準法第51条の許可が必要となります。

また、今回の計画のように既存建物を転用する場合につきましても、新築や増築と同様に許可が必要となります。

次に本市のごみ処理に関する施策との関係についてご説明します。本市では、秦野市総合計画の詳細計画といたしまして、秦野市ごみ処理基本計画が位置付けられています。

この秦野市ごみ処理基本計画において、資源物の中間処理について、民間活力を活用する方針でありまして、委託された民間事業者の施設で処理を行うこととしております。今回の処理施設並びに事業内容はこうした市の方針に合致していることから、公益性があると認められます。

それでは、本案件についてご説明いたします。計画施設は、市内事業所から収集した古紙・段ボール、各家庭から収集した古紙・段ボールや廃プラスチックを圧縮梱包処理した後、再商品化するため県外の製紙工場等へ納入する計画でおります。圧縮梱包処理を行うこれら古紙・段ボールや廃プラスチックが一般廃棄物

にあたります。

続きまして今回計画している施設の概要について説明させていただきます。施設の名称は、3Rリサイクルセンター、敷地の位置は、秦野市堀山下98番2ほか、敷地面積は、1,006.85 m<sup>2</sup>、用途地域は、工業専用地域です。建築物の構造は、鉄骨造2階建てで既存の部品加工工場を転用するものです。転用後の用途は、圧縮梱包を行う一般廃棄物処理施設です。

建築面積は603.20 m<sup>2</sup>、延べ面積は657.60 m<sup>2</sup>、圧縮梱包する機器の処理能力は、1日古紙・段ボールが60.984 t、廃プラスチックが33.6 tです。最終処理方式として、圧縮梱包された廃棄物は、共にリサイクルされます。

事業主の住所は、秦野市堀山下98番地、事業主名は、秦野3R推進事業協同組合代表理事 宇野秀敏<sup>うのひでとし</sup>となります。

本日、お諮りいたします案件の「一般廃棄物処理施設」の位置をご説明申し上げます。

計画地は、スクリーンの赤い丸で囲んだ位置となります。スクリーン下に小田急小田原線が走り、秦野駅と渋沢駅があります。秦野駅から北西に約3.4 km、渋沢駅から北東に約1 kmの位置にあります。

計画地付近の幹線道路としては、東側と西側にそれぞれ南北に延びる、「都市計画道路・堀西羽根線」、及び「都市計画道路・渋沢駅前落合線」、南側には東西に延びる「都市計画道路・西大竹堀川線」が走っております。このほか、スクリーン中央付近に東西に延びる国道246号線があります。

それでは、「一般廃棄物処理施設」の計画についてご説明いたします。

赤く示した箇所が、一般廃棄物処理施設の計画地でございます。

画面に青色で示した部分が用途地域でいいますと工業専用地域、黄色で示した部分が第一種住居地域になります。

計画地から第一種住居地域まで最短での距離は約150mとなっております。

計画地の近くには、日立製作所や日産車体などの工場があり、工場に囲まれた工業専用地域内に位置しております。

周辺の道路としては、施設の前面に市道1804号線、北側に市道80号線がございます。東側には、「都市計画道路・堀西羽根線」がございます。

次に施設とその周辺の写真をご覧ください。

この写真は、市道80号線から市道1804号線に入る交差点です。手前から右奥へ延びているのが、幅員約9mの市道80号線。左奥に延びているのが、幅員約5.8mの市道1804号線です。この1804号線の奥、約100mの位置に施設があります。

次の写真は、計画施設とその前面道路である市道1804号線の状況です。右手にありますのが既存の部品加工工場から一般廃棄物処理施設へ変更する建物になります。

最後の写真は、計画施設を南東側から撮影したものです。

次が配置図でございます。

スクリーン右側に市道1804号線がございます。赤色に塗られていますのが、既存の鉄骨造2階建ての一般廃棄物処理施設になります。敷地内の雨水排水についてですが、建物の雨どいの雨水は、最終柵から市道1804号線内の既設雨水排水管へ放流し、敷地の表面水は、敷地南東にある黄色く塗っています油水分離槽を經由し、最終柵から前面市道内の排水管に接続する計画です。

汚水排水については、敷地南東側の最終柵から市道

1804 号線内の既設汚水排水管に接続する計画であります。

緑地については、敷地面積に対して 15%を確保する計画であります。

次の画面は建築物の平面図です。建物の 1 階は圧縮梱包を行う作業場で、2 階に事務室と食堂がございませう。1 階平面図の水色のものが古紙・段ボールや廃プラスチックを圧縮梱包する機器になります。

本案件につきましては、生活環境影響調査も実施されており、施設の立地に関する環境面の調査も終了しております。

生活環境影響調査項目としては、騒音や振動等について選定されており、各々の規制値を満足しております。お示ししているのは、騒音についての調査結果です。圧縮梱包機から東西南北のそれぞれについて、予測値を算定したところ、いずれも神奈川県の規制基準であります 75 dBを下回っています。

次に、振動についての調査結果です。

圧縮梱包機から東西南北のそれぞれについて、予測値を算定したところ、いずれも神奈川県の規制基準である 70 dBを下回っております。

これらの生活環境影響調査は、神奈川県の一般廃棄物処理施設の設置許可の手続きに伴い行ったものです。現在、この設置許可については、神奈川県環境部へ事前相談が提出され、許可相当の判断がなされております。

次は、搬出ルート図でございます。

計画地は、赤丸で示した部分でございます。搬入は、1 日最大 120 台の小型トラックが、市内の事業所や各収集場所より主要幹線道路を通って、搬入する計画でございます。

搬出については、圧縮梱包した後、1 日最大 5 台の大型トラックが、市道 1804 号線、市道 80 号線を通

り、国道 246 号線を経由して、東名大井松田インターから県外へ搬出する計画となっております。

交通量でございますが、「都市計画道路・堀西羽根線」と市道 80 号線の交差点における交通量調査では、1 日 9 時間の車両通過台数は、9,076 台となっております。

今回の計画による交通量は、往復で最大 250 台程度と想定されており、1 日 9 時間の車両通過台数に対する割合から、現在よりも 2.8%の増加となりますが、市道、県道、国道のいずれも、その交通量に与える影響は少ないものと考えております。

最後に、特定行政庁が「都市計画上支障ないと認める」理由としまして、計画予定地は、工業専用地域内であること。

騒音及び振動について環境影響調査を実施したところ、その影響は「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」の規制値内であり、影響は軽微であるとの調査結果が得られていること。

秦野市ごみ処理基本計画では、民間活力を活用する方針に基づき、民間委託により事業者の施設において処理を行っており、本計画処理施設及び事業内容がこうした市の方針に合致していることから、公益性があると認められること。

以上のことから、特定行政庁として、本計画は、建築基準法第 51 条ただし書の規定に基づく、許可相当の施設と考えております。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

会 長

今の案件につきまして、何か御質問、御意見はありましたらお願いいたします。

久保寺委員

今まではこの事業はどこが行っていたのだろうか。

清掃事業所長

この古紙の関係でございますが、今は民間事業者の「タンザワ」1社で行っております。

久保寺委員

分かりました。

横山委員

今、民間1社で扱っているということでございますが、景気が低迷していて、資源化を進め、段ボールが減少していると聞いております。人口の動向にも拠りますが、今後のゴミの量の推移については把握をしておりますか。

清掃事業所長

今のご質問でございますが、ごみ処理基本計画において施設設置を含めて5年間毎の計画を立てております。今のご質問での秦野市全体でのゴミのうち、資源物である段ボール新聞等の紙類の処理は、タンザワだけで充足しておりますが、一社だけでございますと色々リスクと競争性の問題もありますので、ゴミ全体の量と施設の数把握して行っております。

横山委員

今後より良くなっていけばいいなと思っております。後、御不明な点がありまして、ゴミの分別が進み、減少していく場合に、他の自治体のゴミを受け入れるということはあるのでしょうか。

清掃事業所長

通常ごみ処理は自区内処理が基本でございますので、仮に他市でお願いするとなれば協議を行う必要がございます。

会 長

他にございませんか。

村上委員

確認をさせていただきたいのですが、市道1804号線は都市計画道路西大竹堀川線にも接続していると

と思いますが、先ほどの事務局の説明では搬入・搬出では都市計画道路西大竹堀川線に接続する細い道路は通行しないということですが、小型トラックを用いる場合、通行可能ですが、そういったことはないということでしょうか。

**建築指導課長**

市道 1804 号線の西側ですが、幅員は 4m ほどです。今回の計画においては市道 80 号線から入る幅員約 5.8m の広いところから搬入・搬出していきます。

**村 上 委 員**

細い道路から入ってくることがないということですね。

**建築指導課長**

事業主と協議の中でそういったことになっております。

**村 上 委 員**

後、搬出の場合大型トラックを使って行くときですが、市道 80 号線を使って、都市計画道路堀西羽根線に出るまでに、生コンクリートのミキサー車や会社とか物流会社の大型トラックの駐車場等々があるわけですが、その辺の交通事情は大丈夫なんでしょうか。

**建築指導課長**

搬出については 1 日に最大 5 台でございますので、交通上支障ないという判断をしております。

**村 上 委 員**

分かりました。

**会 長**

それでは私の方からよろしいでしょうか。

これは既存の施設で写真を見せてもらいましたが、景観上チェックの対象になるのでしょうか。

課長補佐  
(都市計画担当)

景観上の配慮でございますが、今回の申請につきまして既存の建物利用ということで景観まちづくり条例において対象となっております。

会 長

他に御質問、御意見がないようでしたら、これで本案件の審議を終了し「建築基準法第51条ただし書の規定による一般廃棄物処理施設の設置について」は、原案のとおり答申したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

会 長

異議がないようですので、この案件につきまして答申書の作成は、会長に一任させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

会 長

ここでの答申書(案)の作成を省略させていただき、後日、皆様に郵送させていただきたいと存じますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

会 長

御異議がないようですので、そのように決定させていただきます。

会 長

次に議題(3)「その他」ですが、何かございますか。

課長補佐  
(都市計画担当)

審議いただく案件としてはございません。

久保寺委員

ちょっとこの案件とは関係ないけれども御質問してよろしいでしょうか。

会 長

どうぞ。

久保寺委員

会長の許可をいただいたので、質問させていただくのだが、事務局の考え方をお聞きしたいのだが、線引き見直しが行われるわけですが、秦野市はどんな考え方を持って対応されるのか教えていただきたい。市長が工場を誘致したいということを述べてられるのだが、適当な工場用地が無く、空いている土地を融通してやり繰りするにも限界がある。

そこで用途変更といったものに対して考え方の一端でもいいからお聞きしたいのですが、いかがでしょうか。

会 長

用途地域見直しについての質問ですので、事務局よろしく願いいたします。

都 市 部 長

都市部長の河野でございます。線引き見直しに向かって今後の市の方針についてのご質問かと思われまます。基本的な産業系の見直しという部分の中では土地利用は大きな問題だと認識しております。本市といたしましては、246 バイパス、新東名は、交通上の大きな課題といたしますか、今後の展望が開ける内容のものでございます。そういった中で今、246 バイパスの着手に向かって国・県に対して積極的な要望を行っているわけでございますが、それと併せまして事業化がどんどん進んでおります新東名、これにつきましては、秦野市内にサービスエリアの計画がございます。このサービスエリア内にスマートインターチェンジの計画といったことも今後の大きな課題だと考えております。これにつきましては交通量の予測といったこと

を行いまして、B/Cでは5から6という結果が出ております。秦野市にとっては都市環境における大きな武器だと考えております。例えて言うならば、新幹線が通っていてそこに駅ができるというのですので、周辺の都市的土地利用をしっかりと考えていきたいということで、今政策部で土地利用について検討を行っておりますが、そこでは5haから10haの間ぐらいの都市的土地利用の検討を行っておりますので、今後の進ちよくの中で皆様にお示しし、ご意見をいただくことがあるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。以上でございます。

久保寺委員

考え方をありがとうございました。新東名は今年の暮れから秦野市菩提から寺山、寺山から伊勢原市子易に向かってトンネルを掘り始めるといったことを伺っておりますが、サービスエリア近辺の土地利用についてどうするかということ、出来るか出来ないかは別にしても、用途変更について当局で真剣に取り組んでいただき、次の都市計画審議会辺りで方向性を示してもらえるように作業を進めてもらえればありがたいなと思います。土地活用、それだけでなく2019年から人口減少になるわけだから農業振興農用地の見直しについても当局で検討していただき、ご要望に変えて私の質問を終わりにしたいと思います。

都市部長

先週も要望活動がございまして、その中でも国交省の関東地方整備局の道路部長に市長自ら要望しておりますので、積極的に行ってまいりたいと思います。

課長補佐  
(都市計画担当)

なお、次回開催予定ですが、現段階では議題としては、秦野都市計画生産緑地地区の変更を予定しております。日程等は定まっておりますが、開催の必要が生じた場合には、開催の1か月前には日程

をお知らせする予定でありますので、御承知おきいただきたく思います。以上でございます。

会

長

最後に皆様から何かございますか。なければ、これもちまして、本日の審議会を終了します。御協力ありがとうございました